

(4) 景観形成基準

「良好な景観づくりに関する方針」を実現するため、それぞれの届出対象行為ごとの行為の制限などの基準として、「景観形成基準」を定めます。

建築物・工作物に対する景観形成基準は、景観類型ごとに定めます。ただし、「⑩暮らしの景観」「⑪まつりの景観」の2つの景観類型は、日々の暮らしやまつりに根ざしたものであり、届出対象行為に該当しないため、景観形成基準を定めません。

なお、各基準に関して、関係法令に特段の定めがある場合は、当該基準を適用しません。

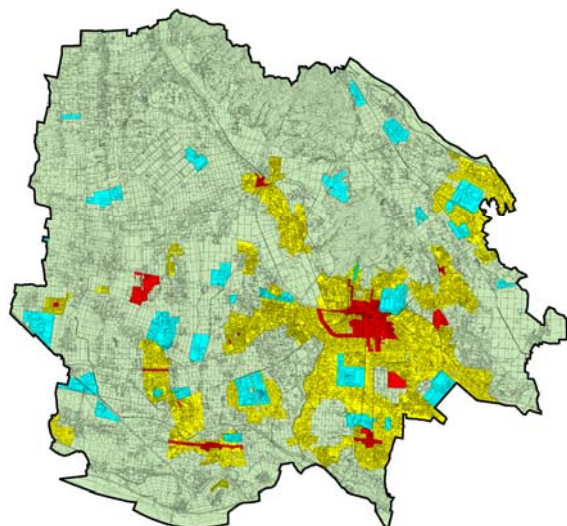
A. 建築物に対する景観形成基準

土地利用の景観類型ごとに、本市全域を対象とする共通基準として、「土地利用の景観形成基準」を定めます。

さらに、景観資源の景観類型ごとに、土地利用の景観形成基準に上乗せする特別基準として、「景観資源の景観形成基準」を定めます。

土地利用の景観形成基準 (共通基準)

- ①田園景観
- ②住宅地景観
- ③商業地景観
- ④工業地景観



景観資源の景観形成基準 (特別基準)

- ⑤みどりの景観
 - 森林・丘陵地
 - 都市公園・緑地
 - その他の公園
 - 文化財（天然記念物）
- ⑥水辺景観
 - 河川・水路
 - 湧水地・池沼
- ⑦眺望景観
 - 眺望点
- ⑧沿道・沿線景観
 - 高速道路
 - 県道
 - 国道
 - 鉄道
- ⑨歴史・文化景観
 - 国指定文化財（建造物・史跡）
 - 国登録文化財（建造物）
 - 県・市指定文化財（建造物・史跡）



景観形成基準の構成

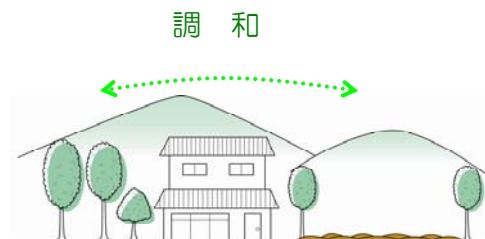
土地利用の景観形成基準（共通基準）

① 田園景観																																	
位置・配置	・ 周辺の景観と調和した配置に努める。 ・ 建築物は道路や田園などに接する敷地境界線からできる限り後退させ、オープンスペースを確保するとともに、周囲への威圧感及び圧迫感を軽減させる。また、丘陵地やその近辺では、りょう線を乱さないように配置する。 ・ 樹容または樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合には、これらの樹木や水辺を活かした配置とする。																																
高さ・規模	・ 周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 ・ 見晴らしや屋敷林、周辺樹木などの良好な田園景観を阻害しないよう、高さに配慮する。																																
形態・意匠	・ 建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ・ 周辺の自然環境や景観との調和とともに、地域の特性に応じて、全体的に違和感のない形態・意匠とする。 ・ 外壁または屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺の景観と調和した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置する。 ・ 屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体と調和し、繁雑にならないようにする。 ・ 長大な壁面を設ける場合は、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 ・ 光沢のある素材や反射素材を避け、自然素材^{*1}を使用するなど、周辺の景観と調和した素材の使用に努める。 ・ 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。																																
色彩	・ 壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン（明度・彩度）を揃えた色調とする。ただし、壁面若しくは屋根の見付面積の 5 分の 1 未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するもの^{*2}を使用する場合を除く。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>色 相</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">壁面</td><td>赤 (R)、黄赤 (YR)</td><td>4 以上 9 以下</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>黄 (Y)</td><td>4 以上 9 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)</td><td>4 以上 9 以下</td><td>1.5 以下</td></tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td><td>4 以上 9 以下</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">屋根</td><td>赤 (R)、黄赤 (YR)</td><td>8 以下</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>黄 (Y)</td><td>8 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)</td><td>8 以下</td><td>1.5 以下</td></tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td><td>8 以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> （日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による） ・ 壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。 ・ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。				色 相	明 度	彩 度	壁面	赤 (R)、黄赤 (YR)	4 以上 9 以下	6 以下	黄 (Y)	4 以上 9 以下	4 以下	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	4 以上 9 以下	1.5 以下	無彩色 (N)	4 以上 9 以下	—	屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	8 以下	6 以下	黄 (Y)	8 以下	4 以下	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	8 以下	1.5 以下	無彩色 (N)	8 以下	—
	色 相	明 度	彩 度																														
壁面	赤 (R)、黄赤 (YR)	4 以上 9 以下	6 以下																														
	黄 (Y)	4 以上 9 以下	4 以下																														
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	4 以上 9 以下	1.5 以下																														
	無彩色 (N)	4 以上 9 以下	—																														
屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	8 以下	6 以下																														
	黄 (Y)	8 以下	4 以下																														
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	8 以下	1.5 以下																														
	無彩色 (N)	8 以下	—																														

外構・緑化等	・道路から見える敷地では、配置を考慮しながら、低木や高木を植栽するなどして、まとまりのある緑化を行う。 ・敷地の接道部では、沿道の街並みやみどりの連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して塀、柵、生垣及び植栽などを工夫する。 ・駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。 ・擁壁などを設置する場合は、その高さをできる限り低くおさえ、その仕上げや上部に自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に努める。
---------------	---

※1 自然素材とは、素地色が見える木材や石材、土、ガラスなどの材料です。(以下同じ)

※2 伝統的な素材・技法及びこれらに類するものとは、神社仏閣などの伝統的な建築物に使用されている素材・技法及びそれらの修復に用いられる素材・技法です。(以下同じ)

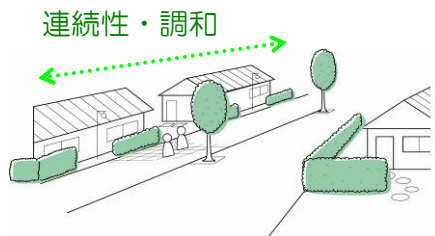


② 住宅地景観

位置・配置	・ 周辺の景観と調和した配置に努める。 ・ 建築物は道路などに接する敷地境界線からできる限り後退させ、オープンスペースを確保するとともに、周囲への威圧感及び圧迫感を軽減させる。 ・ 街並みの連続性を阻害することがないように、周囲の建築物の壁面位置や配置などに揃える。 ・ 樹容または樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合は、これらの樹木や水辺を活かした配置とする。																														
高さ・規模	・ 周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。																														
形態・意匠	・ 建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ・ 周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感のない形態・意匠とする。 ・ 外壁または屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺の景観と調和した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置する。 ・ 屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体と調和し、繁雑にならないにする。 ・ 歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには石や木などの素材感のある材料の使用に努める。 ・ 長大な壁面を設ける場合は、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 ・ 光沢のある素材や反射素材を避け、自然素材を使用するなど、周辺の景観と調和した素材の使用に努める。 ・ 田園景観に面する地域では、屋敷林・田畑など周辺の自然環境に配慮した形態・意匠とする。 ・ 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。																														
色彩	・ 壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン（明度・彩度）を揃えた色調とする。ただし、壁面若しくは屋根の見付面積の 5 分の 1 未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するものを使用する場合を除く。 <table><tr><td></td><td>色 相</td><td>明 度</td><td>彩 度</td></tr><tr><td rowspan="4">壁面</td><td>赤 (R)、黄赤 (YR)</td><td>4 以上 9 以下</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>黄 (Y)</td><td>4 以上 9 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)</td><td>4 以上 9 以下</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>無彩色 (N)</td><td>4 以上 9 以下</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">屋根</td><td>赤 (R)、黄赤 (YR)</td><td>8 以下</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>黄 (Y)</td><td>8 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)</td><td>8 以下</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>無彩色 (N)</td><td>8 以下</td><td>—</td></tr></table> （日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による） ・ 壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。 ・ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。		色 相	明 度	彩 度	壁面	赤 (R)、黄赤 (YR)	4 以上 9 以下	6 以下	黄 (Y)	4 以上 9 以下	4 以下	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	4 以上 9 以下	2 以下	無彩色 (N)	4 以上 9 以下	—	屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	8 以下	6 以下	黄 (Y)	8 以下	4 以下	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	8 以下	2 以下	無彩色 (N)	8 以下	—
	色 相	明 度	彩 度																												
壁面	赤 (R)、黄赤 (YR)	4 以上 9 以下	6 以下																												
	黄 (Y)	4 以上 9 以下	4 以下																												
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	4 以上 9 以下	2 以下																												
	無彩色 (N)	4 以上 9 以下	—																												
屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	8 以下	6 以下																												
	黄 (Y)	8 以下	4 以下																												
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	8 以下	2 以下																												
	無彩色 (N)	8 以下	—																												

外構・
緑化等

- ・ 道路から見える敷地では、配置を考慮しながら、低木や高木を植栽するなどして、まとまりのある緑化を行う。
- ・ 敷地の接道部では、沿道の街並みやみどりの連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して塀、柵、生垣及び植栽などを工夫する。
- ・ 駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。
- ・ 擁壁などを設置する場合は、その高さをできる限り低くおさえ、その仕上げや上部に自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に努める。

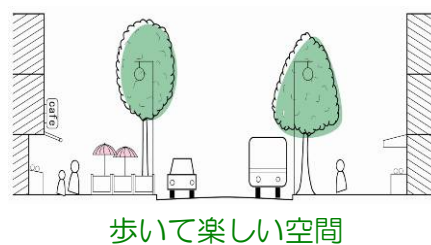


③ 商業地景観

位置・配置	・ 周辺の景観と調和した配置に努める。 ・ 隣接地と相互に協力し、店先へオープンスペースを配置するなどして、にぎわいのある歩行空間を演出する。 ・ 街並みの連続性を阻害することがないように、周囲の建築物の壁面位置や配置などに揃える。																	
高さ・規模	・ 周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。																	
形態・意匠	・ 建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ・ 周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感のない形態・意匠とする。 ・ 外壁または屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺の景観と調和した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置する。 ・ 屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体と調和し、繁雑にならないようにする。 ・ 歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには石や木などの素材感のある材料の使用に努める。 ・ 低層部の意匠は、歩行空間の魅力向上に資するよう、にぎわいや楽しさを演出する。 ・ 長大な壁面を設ける場合は、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 ・ 光沢のある材料や反射光の生じる材料を壁面の大部分にわたり使用することは避ける。 ・ 住宅地に面する地域では、周辺の住宅地景観に配慮した落ち着いた形態・意匠とする。 ・ 田園景観に面する地域では、屋敷林・田畑など周辺の自然環境に配慮した形態・意匠とする。 ・ 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明の使用は避ける。																	
色彩	・ 壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン（明度・彩度）を揃えた色調とする。ただし、壁面及び屋根の見付面積の 5 分の 1 未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するものを使用する場合を除く。 <table><tr><td></td><td>色 相</td><td>明 度</td><td>彩 度</td></tr><tr><td rowspan="4">壁面 及び 屋根</td><td>赤 (R)、黄赤 (YR)</td><td>—</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>黄 (Y)</td><td>—</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)</td><td>—</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>無彩色 (N)</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> （日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による） ・ 壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。 ・ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。		色 相	明 度	彩 度	壁面 及び 屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	—	6 以下	黄 (Y)	—	4 以下	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	—	2 以下	無彩色 (N)	—	—
	色 相	明 度	彩 度															
壁面 及び 屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	—	6 以下															
	黄 (Y)	—	4 以下															
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	—	2 以下															
	無彩色 (N)	—	—															

外構・
緑化
等

- ・ 道路から見える敷地では、配置を考慮しながら、緑化に努める。
- ・ 敷地の接道部では、植栽、地面の仕上げなどを工夫する。
- ・ 駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。



④ 工業地景観

④ 工業地景観

位置・配置

- ・ 周辺の景観と調和した配置に努める。
- ・ 建築物は道路などに接する敷地境界線からできる限り後退させ、オープンスペースを確保するとともに、周囲への威圧感及び圧迫感を軽減させる。
- ・ 樹容または樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合は、これらの樹木や水辺を活かした配置とする。

高さ・規模

- ・ 周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。

形態・意匠

- ・ 建築物全体としてまとまりのある意匠とする。
- ・ 周囲の建築物、背景の山並みなどの周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感のない形態・意匠とする。
- ・ 外壁または屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺の景観と調和した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置する。
- ・ 屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体と調和し、繁雑にならないようにする。
- ・ 長大な壁面を設ける場合は、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。
- ・ 光沢のある材料や反射光の生じる材料を壁面の大部分にわたり使用することは避ける。
- ・ 住宅地に面する地域では、周辺の住宅地景観に配慮した落ち着いた形態・意匠とする。
- ・ 田園景観に面する地域では、屋敷林・田畑など周辺の自然環境に配慮した形態・意匠とする。
- ・ 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明の使用は避ける。

色彩

- ・ 壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン（明度・彩度）を揃えた色調とする。ただし、壁面及び屋根の見付面積の 5 分の 1 未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するものを使用する場合を除く。

	色 相	明 度	彩 度
壁面及び屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	—	6 以下
	黄 (Y)	—	4 以下
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	—	2 以下
	無彩色 (N)	—	—

(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)

- ・ 壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。
- ・ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。

外構・
緑化等

- ・ 道路から見える敷地では、配置を考慮しながら、緑化に努める。
- ・ 垣や柵を設置する場合は、道路などに接する敷地境界線からできる限り後退した配置とし、圧迫感の軽減に努める。
- ・ 駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。

